

## ◇ 使用しなくなった機械の有姿除却

Q: 当社は製造業を営んでおりますが、この度、売れゆき不振の製品の生産中止を決定しました。この製品の生産専用の機械の処分には多額の費用がかかるため、廃棄は当面見送ることにしました。

このように使用は中止していて、実際に廃棄していない機械の除却損は、税法上認められるのでしょうか？

A: 除却損の計上が認められます。

### 【解説】

固定資産の除却損は、原則的にはその資産を実際に処分していなければ計上することはできません。

しかし次のような固定資産については、現実に処分していなくても、除却損を計上することができるかとされており、これを有姿除却といいます。

- ① その固定資産の使用を中止し、今後も通常の利用法で使用する可能性のないもの
- ② 特定の製品の生産専用の機械などで、その製品の生産が中止となり、将来使用される可能性がほとんどないことが明らかなもの

ただし、税務調査で指摘を受けないためには、その製品が生産中止となったことを、客観的に証明しなければなりません。

御社のケースであれば、過去と現在の商品カタログや、生産中止決定の稟議書などが、生産中止を立証する証拠書類になると思われます。

